

東広島市農業委員会令和3年5月（第5回）総会議事録

- 1 開催日時 令和3年5月31日(月) 午前10時00分から10時56分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会室
- 3 出席委員 19人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	木原省五	3	清水寿昭	4	窪田恒治
5	台川洋子	6	小倉亜紗美	7	岡土居正弘
9	大月みどり	11	黒川克輝	12	荒谷義憲
13	住井正美	14	古川國昭	16	吉高信夫
17	長原毅	18	在間輝昭	19	仲伏英雄
20	杉本源藏	21	脇坂俊之	22	高尾昭臣
23	古川みどり				

- 4 欠席委員 5人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	8	古本啓之	10	岡本義則
15	原茂正	24	瀬戸則昭		

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 9番 大月みどり 委員 11番 黒川克輝 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第 28 号 令和 2 年度東広島市農業委員会活動の点検・評価の決定について
議案第 29 号 令和 3 年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

(5) 報告

- 報告第 18 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 19 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第 20 号 裁判所からの農地等の現況に係る照会に対する回答について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己
局長補佐	大 下 宏 治
局長補佐	定 井 芳 紀
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	津 山 隆 之
農地係主任	和 田 麻依子
農地保全係一般事務員	西 田 直 子

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課ブランド振興係長 宮 田 善 文

議 長	<p>それでは、これより5月総会を開催いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行を行います。</p> <p>在任委員数24人中18人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、9番大月委員さんと11番黒川委員さんを指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和3年5月31日一日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和3年5月31日一日限りといたします。</p> <p>これより次第第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和田主任	<p>それでは、総会議案の1ページをご覧ください。</p> <p>議案第25号について説明いたします。</p> <p>今月は4件の申請がありました。内訳は、2ページに記載のとおりです。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、80-1について説明します。</p> <p>自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、81-2でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、82-3でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、83-4でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、●●をされています。現在●●町で賃貸住宅にお住まいですが、空き家バンクで農地付きの空き家を求め、希望に見合う物件であったことから、空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地ではキュウリや大根、トマトなど、自家消費用の野菜を作付する予定で、近隣住民から技術指導を受ける予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。下限面積については、令和3年4月総会において空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たします。</p> <p>以上、4件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ご質問がないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定につ</p>

議 長	いて」は、許可することに決定いたします。 次に、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
大 下 局 長 補 佐	3ページをお願いいたします。 議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。 座って説明させていただきます。 4ページをお願いいたします。 今月は2件の申請がございました。 まず、申請番号12-1は、●●における貸駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●がこちらにありまして、この北側を100mあまり進んだところに位置しております第1種農地で、申請者はこの隣地にお住まいの方でございます。●●土地区画整理事業の工事が着手されたことに伴って、駅周辺における既存駐車場の代替地として貸駐車場の需要が生じたということで、この休耕中の申請地において貸駐車場を経営されることとされ、この転用許可申請をされたものでございます。このように、この申請地におきましては許可を得ることなく事前に整地がされておりましたことから適正な手続を指導し、始末書を徴取して指導しております。また、この申請地はおおむね10ha以上の一団の農地区域にある第1種農地であります。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとしたしまして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 続きまして、申請番号13-2は、●●における一般住宅への転用事案でございます。申請地は、この●●の、ここが●●、ここに●●がでございます。この●●の北側、国道375号がこちらにあります、のJ R山陽本線の●●に位置する第2種農地で、申請人は現在●●にお住まいの方でございます。この申請人は休耕中の申請地におきまして住宅を新築し、居住開始されたいということで、この転用許可申請をされたものでございます。なお、都市計画法による建築許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。 以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、申請番号12-1につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取し、異議がなければ許可となるものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようです。 ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。
住 井 委 員	あれどうやっても田に見えんのじゃが、あねなんでもどういふふうに事務局処理しょん、そばから見てやってるの、あれ、現状が田じゃったら。現状は完全に田じゃないが、あれ。今のおかしいよ、あれを出すんは。もうちいとちゃんと調べて出さなきゃ、事務局は。田って、完全に宅地に造成してあるが、これを見る限り。
大 下 局 長 補 佐	この今写真に。
住 井 委 員	うん。
大 下 局 長 補 佐	写真のとおりで、現地は長いこと休耕、耕作されてないということで荒れてはいるんですけど。
住 井 委 員	もう盛土しとるが。盛土してあるが。
大 下 局 長 補 佐	いや、盛土はしてないです。荒れているだけで、これは土です。
住 井 委 員	いやいや、田より水路よりはるかに高う見えるが。田じゃったら水路があるはずよ。
大 下 局 長 補 佐	水路は、こちらに既存の水路があります。

住井委員	あっても、それは道の水路じゃろうけえ。それは大分前から早う造成が済んどるように見えるで。どう。現地に見に行っとんじゃろう。
大下局長補佐	ええ、現地は確認しております。
住井委員	それで平気で田というて書いとって、それで田というたら、俗に言う雑種地じゃわ。こがいなことをしようたら、わーわーになるよ。
大下局長補佐	現状が明らかに農地から何かしらの手が加えられて非農地か雑種地のような造成がされている場合は指導して、適正な手続をしていただくようにはしております。この申請地につきましては、事務局で確認する限りにおいては造成されたという認識ではなくて、ただ荒れて、数十年にわたって耕作されてないということですので荒地地になっているというような状況ではありましたが、地目も農地ですし、耕して耕作することが可能な土地というふうに理解しておりますので、農地転用として出させていただきます。
議長	よろしいですか。
住井委員	はい。
議長	ほかにご意見はないですか。
	< なし >
議長	ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、12-1については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。 次に、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
津山主任	それでは、総会議案の5ページをご覧ください。 議案第27号について説明いたします。 今月は20件の申請がありました。内訳につきましては、総会議案の11ページをご覧ください。 内容については座って説明させていただきます。 73-1について説明します。 駐車場への一時転用事案です。受人は現在の●●の敷地内に●●を併設する計画で、本申請地を現場作業員用駐車場として令和4年2月28日まで一時転用しようとするもので、転用後は畑として復元する計画です。申請地は、●●の西に位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号柱書、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められるため、許可要件を満たします。 続いて、74-2について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。 続いて、75-3から78-6は同一案件ですので一括して説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。 6ページから7ページをご覧ください。 受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。 続いて、79-7、80-8は同一案件ですので一括して説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび売電を目的

津山主査

とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。なお、申請地の西側は日照条件が悪く、有効活用面積が小さくなっています。

81-9について説明します。

建売住宅、住宅用地及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、建築業を営む会社です。申請地は、令和2年10月総会において農地法第5条許可申請をし、許可となり、渡人が所有していますが、このたびハウスメーカーの関連会社である受人が一括して工事を行う計画に変更することとなり、事業計画変更承認申請と併せ、承継する受人による農地法第5条の許可申請がされたものです。計画内容に変更はなく、このたび市街化区域に隣接する本申請地に建売住宅18棟を建築、販売するため、転用しようとするもので、併用して市街化区域内農地に分譲宅地12区画を整備する計画です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。なお、開発許可に基づく地位承継の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、82-10について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。

続いて、83-11、84-12は受人は別ですが、同一のグループ会社ですので一括して説明します。

資材置場への転用事案です。83-11の受人は●●に本店を置き、●●に事業本部を置く建設業、リサイクル業を行う会社で、84-12の受人は●●に本店を置き、建設業、リサイクル業、農林業等を営まれています。このたび事業を行うに当たり、既存の資材置場が手狭となり、既存の資材置場や事業本部近くの申請地を新たな資材置場として転用しようとするものです。申請地は、●●から東に位置する第2種農地です。なお、申請地を既に使用し始めていたことから始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。

85-13について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●で家族5人で借家に居住されています。現在手狭であることから、実家に近接の父が所有する本申請地に居宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南西に位置し、●●地区として昭和50年度から昭和60年度にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。また、農振農用地からは令和2年11月17日付で除外済です。

続いて、86-14について説明します。

通路への転用事案です。受人は、●●に居住されています。受人は、申請地を挟み土地を所有されており、移動する際に細い畔を通るしかなく不便を感じていたところ、一部を譲り受けることが可能となり、このたび通路として申請されています。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。

続いて、87-15について説明します。

資材置場への転用事案です。受人は●●に居住され、現在●●において建設業を個人で営まれています。このたび移転先を検討していたところ、面積規模と利便性などから本申請地を適地と考え、このたび資材置場として転用しようとするものです。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。

続いて、88-16について説明します。

資材置場への転用事案です。受人は●●に居住され、建設業を個人で営まれています。このたび事業拡大のため、自宅の資材置場のみでは足りないことから、自宅から近い本申請地を資材置場として転用しようとするものです。申請地には真砂土や砕石などはまだ搬入されておりませんが、受人が事前に表土の剥ぎ取りを行っており、事前着工と見られたことから始末書の提出とともに申請されたものです。申請地は、●●から西に位置する第2種農地です。

津山主査	<p>続いて、89-17から91-19は関連しますので一括して説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、3つの発電所とするため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、92-20について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。</p> <p>以上、説明いたしました20件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号73-1、75-3から78-6、81-9、85-13については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、併せてご審議をお願いします。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、73-1、75-3から78-6、81-9、85-13については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、73-1、75-3から78-6、81-9、85-13については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第28号「令和2年度東広島市農業委員会活動の点検・評価の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、本案は次の議案第29号「令和3年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」と関連しますので一括して上程し、併せて説明をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。</p>
	< 異議なし >
議長	<p>それでは、議案第28号と議案第29号は一括上程し、併せての説明をお願いいたします。</p>
定井局長補佐	<p>それでは、議案第28号「令和2年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価」及び議案第29号「令和3年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」ご説明申し上げます。</p> <p>最初に、本日お配りいたしました議案第28号と議案第29号の差し替え分についてでございますけれども、議案第28号、議案第29号とも1ページ目に農業の概要を記載しております。その中に農林業センサスに基づいた数値を記載する項目がございます。具体的には、経営耕地面積、農家数及び農業者数でございますけれども、これらにつきましては農林業センサスの数値を記載しております。最新の調査結果、調査が2020年2月1日現在のものですけれども、これの市町村単位の調査結果が先日県から届きました。これが届きましたのが皆様に議案を送付した後にいただきましたので、本日その部分を修正したものを差し替え分としてお配りさせていただいておりますのでご了承いただければと思います。</p> <p>それでは、議案の説明をいたします。</p> <p>説明は座ってさせていただきます。</p>

定 井
局 長 補 佐

まず、別紙1の議案第28号をご覧ください。

これは農業委員会の適正な事務実施を図るため、毎年作成し、公表することとされているもので、令和2年度の農業委員会の活動について点検・評価したものを定められた様式で作成したものでございます。

1ページをご覧ください。お配りいたしました差し替え分と併せてご覧いただければと思います。

1の農業委員会の状況でございますけれども、令和2年6月1日現在の時点の状況を記載しておりまして、1の農業の概要には耕作及び作付面積統計調査や農林業センサスなどの数値に基づきまして記載したもので、2の農業委員会の現在の体制につきましては昨年度9月1日現在での農業委員会の体制を記載したものでございます。

2ページをご覧ください。

2、担い手への農地の利用集積、集約化について、1の現状及び課題には管内の農地面積や集積率等について令和2年3月末現在の状況を、また課題には新たな担い手の創出等について記載をしております。2の令和2年度の目標及び実績でございますけれども、①の集積目標1,601haは、昨年度作成いたしました令和2年度の活動計画における目標面積を記載しておりまして、②の集積実績1,606haは、昨年度、令和2年度における担い手の方が集積されている実績の面積で、達成状況は100.3%となっております。次の3、目標の達成に向けた活動でございますけれども、令和2年度の活動計画とそれに対する実績を記載したもので、活動実績には担い手への集積、集約で、昨年度農業委員さん及び推進委員さんが関わったものとして合計102.8haの実績があったことなどを記載しております。次の4、目標及び活動に対する評価につきましては、農地情報の収集に重点を置きつつ、関係機関と連携しながら引き続き集積率の向上に努めることなどについて記載しております。

3ページをご覧ください。

3、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。1、現状及び課題では、平成29年度から平成元年度までの新規参入の状況について、また2の令和2年度の目標及び実績には、令和2年度の新規参入の目標とそれに対する実績を記載しております。令和2年度の認定新規就農者の参入実績は7経営体、面積は5.4haで、経営体数、面積ともに目標を上回った結果となっております。3の目標の達成に向けた活動及び目標及び活動に関する評価につきましては、記載したとおりでございます。

4ページをご覧ください。

4、遊休農地に関する措置に関する評価ですけれども、1の現状及び課題には令和2年3月末現在の状況、2の目標及び実績には解消目標に対する達成状況等について記載しております。次の3、2の目標達成に向けた活動には昨年度実施した利用状況調査や利用意向調査における実施状況等を、またこれらの活動に対する評価につきましては4、目標及び活動に対する評価に記載をしております。

続いて、5ページをお願いいたします。

5、違反転用への適正な対応についてでございますけれども、違反転用につきましては現在の状況等と併せて、今後も早期発見と関係機関との連携にて対応していく必要がある旨を記載しております。

6ページをお開きください。

6、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございますが、農地法第3条に基づく許可事務や農地転用に関する事務処理につきまして、昨年度の処理件数等を記載しております。

7ページをご覧ください。

3、農地所有適格法人からの報告への対応は、令和2年度の農地所有適格法人からの報告書の提出状況について記載をしており、4の情報の提供等には賃借料情報、農地の権利移動及び農地台帳の整備状況等について記載しております。

8ページをご覧ください。

7、地域農業者等からの主な要望、意見及び処理内容でございますが、農地利用最適化等に関する事務につきまして、新規就農希望者、企業さん等も含めて農地のあっせん、紹介をしてほしい旨のご相談をいただくことがございますので、農地の借手紹介依頼書による農地

<p>定 井 局 長 補 佐</p>	<p>情報の充実及び不作付地の活用等について記載をしております。最後に8、事務の実施状況の公表等でございますが、必要事項を市のホームページにて公表しておりますので、その旨を記載しております。</p> <p>議案第28号についての説明は以上でございます、続いて議案第29号について説明を申し上げます。</p> <p>別紙2の議案第29号をご覧ください。</p> <p>こちらも毎年法に基づき作成、公表することとされているもので、定められた様式で作成したものでございます。</p> <p>1ページをご覧ください。こちらも本日お配りいたしました差し替え分と併せてご覧いただければと思います。</p> <p>1、農業委員会の状況について、1の農家、農地等の概要には、農林業センサスや耕地及び作付面積統計調査に基づいた数値を記載しております。2の農業委員会の現在の体制には、今年4月1日現在の体制について記載しております。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>2、担い手への農地の利用集積、集約化でございます。1の現状及び課題ですが、現状については令和3年3月の状況を記載しており、管内の面積7,110haに対し、担い手への集積面積1,606haで、集積率は22.6%という状況になっております。課題につきましては、新たな担い手の創出、地域内での意見集約、圃場整備未実施地域への集積などを上げております。2、令和3年度の目標及び活動計画ですけれども、目標は集積率を1%向上させていくという考えに基づいて設定したもので、活動計画には農地中間管理事業の活用や地域での話し合いを行う際の意見集約、それから担い手への情報提供のほか、不作付地の活用などについても記載しております。次の3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですけれども、現状及び課題については新規参入の状況欄に過去3年間の状況、課題には関係機関との効果的な連携、受入れ態勢づくり、それから農地情報等の収集及び提供などについて記載をしております。次の2、令和3年度の目標及び活動計画については、記載のとおりでございます。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>4、遊休農地に関する措置についてですが、1の現状及び課題の現状には令和3年3月末現在の状況を、また課題には農業者の高齢化、担い手不足、鳥獣被害の増加などを上げております。2、令和3年度の目標及び活動計画ですが、目標には遊休農地化の防止という考えに基づき、昨年度の解消面積を目標として設定しております。活動計画につきましては、農地利用状況調査、利用意向調査の計画について記載をしております。</p> <p>次に、5、違反転用への適正な対応についてでございますが、現状及び課題には記載のとおりでございます、活動計画につきましては農地パトロールによる違反転用の早期発見等のほか、市の関係部署と連携した指導などについて記載しております。</p> <p>議案第29号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ご意見がありませんので、議案第28号「令和2年度東広島市農業委員会活動の点検・評価の決定について」、決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第28号「令和2年度東広島市農業委員会活動の点検・評価について」は、決定することにいたします。</p> <p>続いて、議案第29号の採決に入ります。</p> <p>議案第29号「令和3年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について」、決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第29号「令和3年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、決定することといたします。</p>

議 長	<p>続いて、日程第4の報告事項に入ります。 報告第18号から報告第20号について、事務局の説明を求めます。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。 報告第18号から報告第20号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 座って報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第18号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用につきましては、今月分は3件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第19号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 4ページと5ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は9件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 6ページをお願いいたします。 報告第20号「裁判所からの農地等の現況に係る照会に対する回答について」でございます。 7ページをお願いいたします。 裁判所からの農地等の現況に係る照会は、1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、日程第5のその他に入ります。 農林水産課から報告があるのでお願いいたします。</p>
宮 田 係 長	<p>農林水産課の宮田と申します。 1件、報告がございます。その前に、チラシを配らせていただきたいと思います。 皆様、お手元に行き渡ったでございましょうか。 このたび第1回ぶちうまいお米コンテスト in 東広島というものを開催することになりましたのでご報告をさせていただきます。 このぶちうまいお米コンテストなんですけども、東広島というのは非常に米どころということで、農業の大半は米作りのほうで占められとるんですけども、なかなか東広島のお米というものを東広島市民に食べていただけてないのではないかという問題点が前から言われておりまして、東広島のお米っていうのはとてもおいしいんだ、そんなところを東広島市民にもっとPRしていこうというふうなお話を承っております。このたびそういったことを踏まえて、1つは農業者の皆様においしいお米を作っていただくということと、もう一つはこれをコンテストという形にして市民の皆様にもPRをしたり、作っていただいた中でも一番おいしかったお米については表彰させていただきたいということでございまして、今回こういったことをさせていただくことになりました。 簡単に概要を申し上げますと、裏に記載があるんですけども、このたび令和3年度の東広島市産米の単独品種ということをお願いしたいと思っております。出品料というのがあるんですけども、応募期間が7月1日から9月16日の間に参加の申込みという形を取らせていただきます。応募点数300点でございます。実際にお米を収穫する時期というのは秋でございますので、出品期間というのを10月1日から25日という形で、この間に収穫したお米をこのコンテストに供していただくということになろうかと思っております。提出物としては、精米2kgとそのときの栽培履歴の提出ということでお願いしたいと思っております。このぶちうまいお米コンテストというのは当然東広島市も参画してるんですが、JA広島中央さんとか、全農ひろしまさんとか、食協さんとか、分析のほうもサタケさんのほうでやっていただきまして、オール東広島のメンバーということで役割分担を決めてこのお米の普及促進といいます</p>

宮田係長	<p>か、東広島の人に東広島市のお米を食べてもらうという取組をしていきたいという一環でございます。</p> <p>今日農業委員の皆様も農家の方であろうと思いますので、ぜひ出品のほうをお願いしたいなと思います。ちなみに決勝大会というのが11月18日木曜日なんですけども、道の駅湖畔の里福富の多目的ホールで開催する予定となっております。そこでは、実際の食味検査、食味というのをやらせていただきまして、うちの市長をはじめ、J A広島中央の組合長さんとか、いろんな、パナソニックのライスレディというの呼びまして、大々的にそういったものを開催して表彰していきたいなというふうに思っております。ぜひ、ふるってご応募のほうをお願いしたいと思います。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
議長	何かありましたら。
古川委員	<p>23番古川です。</p> <p>申込書というのは、どこに行ったらもらえますか。</p>
宮田係長	<p>まだそのあたりは大変申し訳ないんですけど準備中ございまして、今の市役所とか、あとはJ Aさんとか、その主催、後援の中でいろんな組織がございますので、そこでもお配りできるかと思えます。それからまた、ホームページとか、そういったところでも分かるようにしたいと思えますし、また連絡をしていただければ送らせていただきたいと思っております。</p>
古川委員	<p>それで、これは皆さんにもお知らせしたらいいと思うんですけど、いつぐらいから言ったらいいんでしょう。</p>
宮田係長	<p>今のこのチラシ、実はまだ未定稿の状態ではあるんですけども、実はこれがある程度固まったら実際にJ Aさんのほうで当然農家のほうに回るという機会があるというふうに、コロナということなんで、そのときにお配りをしたいと思えます。そのときには申込書と一緒にお配りしようかというふうに思っております。</p>
議長	よろしいでしょうか。
宮田係長	<p>すみません。1点申し忘れたんですけども、このときは杉本会長さんのほうにも今回の実行委員会の委員として入っていただいております、いろんな貴重な意見をいただいております。なるべく農家の方々にこういったものに参加していただけてモチベーションを上げていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
古川委員	<p>すみません。応募数は300点なんですけど、うち1つのとこで5点まで出品可能となっておりますが、これって300って少ないんじゃないかと思ったんですけど。</p>
宮田係長	<p>ここへ第1回ということでございまして、どれぐらい来るか分からないというのもあるんですけど、今回5点までというところ、今回別種、同種の米にかかわらず、まず完全に別の栽培方法にしてくださいというのが1点と、もう一つが今回初めてということもあるのでサタケさんのほうで実際に、ここの裏のほうに書いてあるんですけども、予備審査というのを1次、2次という形でサタケのほうの機械でやらせてもらうんですけど、今回の体制だとこれぐらいまでがマックスなのかなというふうに思っております。これに非常にたくさんの応募が来るということであれば、今後第2回、第3回に向けてそういったのをP D C Aサイクルで、どんどんこういったご要望があるということであれば、こういった審査に使う機械を増やしていただくとか、そういったことも考えていきたいと思っております。このたびは300ということをお願いしたいなと思っております。</p>
古川委員	じゃあ早いもん順ですかね。
宮田係長	<p>先着順でございまして、早めに応募を、紙だけ出していただければまず応募になりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	よろしいですか。
	< なし >
議長	<p>続きまして、各地区において地区協議会を開催していただくようお願いしておりましたが、緊急事態宣言も延長することになり、東広島においても感染状況が続いておりますので、当面の間、地区協議会の開催も延期していただきますようお願いいたします。5、6月と言いたんですが、よろしく願いいたします。</p>

議 長	ないようですので、次回6月総会について大月会長職務代理者から報告をお願いいたします。
大 月 職務代理者	失礼いたします。次回6月総会は、6月29日火曜日10時より本日より同日と同じ全員協議会室で予定しておりますので、ご出席のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 以上で5月総会を閉会いたします。 皆様大変お疲れさまでした。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 9番 大月 みどり 委員 11番 黒川 克輝 委員